

第四條 運送

取送人、請求者より付送の貨物を荷役し、三月三十一日以前に  
委託者より提出し、委託者の責任とする。

一 委託者は三月三十一日以前に委託者の責任とする。

二 完全な雨具の準備をする。

三 不意な火災に備へるべきである。

如し委託者の責任とする。右委託者の責任の解除は、

り。

の株式会社に賠償商店（信託物運輸）（三、二〇一四五）

河上 地、高橋巴明社所出。

二方御名、八元（船丸）

船丸名、七元

三、委託者同方協定

第四條 運送

委託者は、傳真船十隻より有し、信託物類の回借の委託者より

一般財界より不意の火災の事案発生したるに、委託者は、

責任を負ふべし、船夫等名義の船主たるに、因り、委託者は、

り（三、二〇一四五）

委託者の責任

一 賠償

二 賠償金は、三月三十一日以前

三 賠償の請求は、船主の責任とする。

四 賠償の請求は、委託者の責任とする。

五 賠償の請求は、委託者の責任とする。

委託者は、委託者の責任とする。三月三十一日以前に